2　前項の規定にかかわらず、同項の治験依頼者が平成二十六年六月三十日までの間に報告を行う場合において、当該報告については、当該治験依頼者の選択により、第一条の規定による改正後の薬事法施行規則（以下「新薬事法施行規則」という。）第二百七十三条第三項本文の規定の適用を受けることができる。

3　新薬事法施行規則第二百七十三条第三項本文の規定は、第一項の治験依頼者に係る報告については、平成二十六年七月一日から適用する。

4　新薬事法施行規則第二百七十三条第三項本文の規定は、この省令の施行後に治験実施計画書が作成された治験についての治験依頼者又は治験実施者（新薬事法施行規則第二百七十三条第三項本文の規定による自ら治験を実施した者をいう。以下同じ。）に係る報告については、平成二十六年七月一日から適用する。

5　前項の治験依頼者又は治験実施者に係る報告であって、平成二十六年六月三十日までの間に行われるものについては、第一条の規定による改正前の薬事法施行規則第二百七十三条第三項の報告とみなして、同項の規定を適用する。

6　前項の規定にかかわらず、同項の報告については、同項の治験依頼者又は治験実施者の選択により、新薬事法施行規則第二百七十三条第三項本文の規定の適用を受けることができる。

第三条　この省令の施行前に治験実施計画書が作成された治験についての治験依頼者に係る通知（基準省令第二十条第二項の通知をいう。以下同じ。）については、平成二十六年六月三十日までの間は、なお従前の例による。

2　前項の規定にかかわらず、同項の治験依頼者が平成二十六年六月三十日までの間に通知を行う場合において、当該通知については、当該治験依頼者の選択により、第二条の規定による改正後の基準省令（以下「新基準省令」という。）第二十条第二項の規定の適用を受けることができる。

3　新基準省令第二十条第二項の規定は、第一項の治験依頼者に係る通知については、平成二十六年七月一日から適用する。

4　新基準省令第二十条第二項の規定は、この省令の施行後に治験実施計画書が作成された治験についての治験依頼者に係る通知については、平成二十六年七月一日から適用する。

5　前項の治験依頼者に係る通知であって、平成二十六年六月三十日までの間に行われるものについては、第二条の規定による改正前の基準省令第二十条第二項の通知とみなして、同項の規定を適用する。

6　前項の規定にかかわらず、同項の通知については、同項の治験依頼者の選択により、新基準省令第二十条第二項の規定の適用を受けることができる。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第四条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令の項中「第十八条第二項」を「第十八条」に、「第二十六条の四第二項」を「第二十六条の四」に改め、同表医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令の項中「第二十六条第二項」を「第二十六条」に、「第三十七条第二項」を「第三十七条」に改める。

○厚生労働省令第百六十二号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第二十二条第二項及び第二十三条第二項の規定に基づき、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月二十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第四千葉の款東金の項管轄区域の欄中「、山武市」の下に「、大網白里市」を加える。

別表第五千葉の款千葉南の項管轄区域の欄中「、山武郡のうち大網白里町、九十九里町」を「、大網白里市、山武郡のうち九十九里町」に改め、同表徳島の款美馬の項管轄区域の欄中「赤坂、医王寺、伊沢市、伊沢田、伊沢谷東縁、伊勢、井出口、糸下、稲荷、芋場、居屋敷、岩津、植桜、姥ヶ懐、梅川内、梅ノ木原、梅ノ東、王地、王子川、王地南、大久保、大坪、大原、大道北、大道南、岡地、小倉、乙岩津、柏谷左右、勝命、勝命北、勝行、亀底、川久保、川添、北岡、北久保、北内谷南、北五味知、北柴生、北整理、北西谷、北ノ名、北原、北正広、北山、庚申原、五明、桜ノ岡、寒風、山王、三本柳、四歩一、下喜来、下喜来南、下原、十善地、新開、真福寺、清原、善地、大次郎、高垣、立割、谷口、谷島、谷島北、綱懸、寺サコ、天西山、東条、栩ヶ窪、鳶谷、中川原、中洲、中坪、中長峰、中原、西柴生、西島、西清原、西整理、西長峰、西ノ岡、西林、西原、西正広、廿町、野神、八丁原、馬場、東川原、東柴生、東島、東整理、東長峰、東原、東正広、東村、引地、久原、日吉谷、広野、平川原北、平川原南、本町、本安、前島、真重、松川内、丸山、南川原、南五味知、南柴生、南整理、南谷島、南西谷、明地谷、元町、森沢、安政、山尻、山ノ神、早田」を「阿波町」に改め、同款鳴門の項管轄区域の欄中「（吉野川公共職業安定所の管轄区域を除く。）」を削る。

附　則

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第百六十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月二十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四百二十五号を第四百三十号とし、第三百七十七号から第四百二十四号までを五号ずつ繰り下げ、第三百七十六号を第三百八十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三百八十一　ｔｒａｎｓ－２－メチル－２－ブテナール

別表第一中第三百七十五号を第三百七十九号とし、第二百五十二号から第三百七十四号までを四号ずつ繰り下げ、第二百五十一号を第二百五十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百五十五　トリメチルアミン

別表第一中第二百五十号を第二百五十三号とし、第百四十九号から第二百四十九号までを三号ずつ繰り下げ、第百四十八号を第百五十号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五十一　サッカリンカルシウム

別表第一中第百四十七号を第百四十九号とし、第六十四号から第百四十六号までを二号ずつ繰り下げ、第六十三号を第六十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十五　２－エチル－６－メチルピラジン

別表第一中第六十二号を第六十三号とし、第二十三号から第六十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三　（３－アミノ－３－カルボキシプロピル）ジメチルスルホニウム塩化物

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百六十四号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十八条第三項（同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）及び食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十七条第三項の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月二十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。